

2018年6月19日

楽天少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。


弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続きをさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間（6 か月）の猶予を設ける特別措置を実施いたします。

\*今回、災害救助法が適用された地域は次ページをご参照ください。今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をします。

<お申出・お問合せ先>

カスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00（土日・祝日、年末年始を除く）

\*携帯電話からおかけ頂けます。

今回災害救助法が適用された地域（2018年6月19日現在）

法適用日	災害救助法適用市町村	事由等
6月18日	<p><b>【大阪府】</b>                      大阪市（おおさかし） 豊中市（とよなかし）                      吹田市（すいたし） 高槻市（たかつきし） 守                      口市（もりぐちし） 枚方市（ひらかたし） 茨                      木市（いばらきし） 寝屋川市（ねやがわし）                      箕面市（みのおし） 摂津市（せつつし） 四                      條畷市（しじょうなわてし） 交野市（かた                      のし） 三島郡島本町（みしまぐんしまもと                      ちょう）</p>	<p>大阪府北部を震源とする地                      震により、多 数の者が生命                      又は身体に危害を受け、又                      は受けるおそれが生じてお                      り、継続的に 救助を必要と                      している。※災害救助法施                      行令第1条第1項第4号適                      用</p>